

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 450

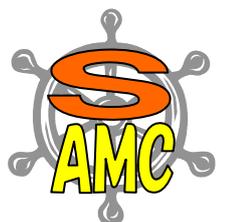
2024年 11 月号 NOVEMBER



## 今月のお知らせ

年末調整の準備をはじめましょう  
税務署からの資料は大切に保管しておきましょう

- ✂ 令和6年分の年末調整
- ✂ 年末調整手数料・法定調書作成料改定のお知らせ
- ✂ フリーランス新法とは？
- ✂ 政策金利引き上げによる借入利率の見直し
- ✂ 税務まめ辞典 — 個人の節税対策



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 令和6年分の年末調整



1月に入り税務署から年末調整の書類が各事業所へ送付されています。扶養控除申告書等の用紙については例年どおり一律3枚しか入っていません。用紙が必要な場合はコピーするか国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードして下さい。当事務所でも用意しておりますので、必要な方はお申し出下さい。

## 昨年からの変更点

年末調整の対象の方で合計所得金額が1,805万円以下の方は「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」の定額減税が実施されます。

それに伴い基礎控除申告書と配偶者等控除申告書の様式が一部変更されています。基礎控除申告書では(A)～(D)に該当する場合は「本人定額減税対象」に☑を、配偶者控除等申告書では配偶者がいる方で先ほどの(A)～(D)に該当し、配偶者の合計所得金額が48万円以下(給与収入のみの場合は103万円以下)である場合に「配偶者定額減税対象」に☑を付けてください。

### ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(裏面「41」を参照) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「42」を参照) 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

控除の種類	控除額	定額減税対象
900万円以下 (A)	48万円	○
900万円超 950万円以下 (B)	32万円	○
950万円超 1,000万円以下 (C)	16万円	○
1,000万円超 1,805万円以下 (D)	0円	○
1,805万円超 2,400万円以下	48万円	○
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	○
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	○

※ (区分I)、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

### ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分I」欄を参照してください。

○ 「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分II」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。

○ 「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分II」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

○ 配偶者の氏名等

配偶者の氏名	配偶者の生年月日	配偶者の住所	配偶者の職業
(フリガナ)	年 月 日		

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(裏面「41」を参照) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「42」を参照) 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

区分	区分II				配偶者控除の額	配偶者特別控除の額
	①	②	③	④		
A	48万円以下	38万円超 48万円以下	38万円超 48万円以下	48万円超 113万円以下	48万円	0円
B	32万円超 48万円以下	26万円超 32万円以下	26万円超 32万円以下	32万円超 113万円以下	32万円	0円
C	16万円超 32万円以下	12万円超 16万円以下	12万円超 16万円以下	16万円超 113万円以下	16万円	0円
D	0円	0円	0円	113万円超	0円	0円

※ (A)～(D)のうち、①、②に該当する場合は③、④に該当する場合は④に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の対象となります。

月々の給料計算で定額減税(月次減税)を行っている場合でも、「扶養控除等(異動)申告書」や「配偶者控除等申告書」などで最終的な定額減税の対象人数を確認し、年末調整による定額減税(年調減税)を行い精算することになります。

給料計算時では定額減税の対象であっても、年末調整時に対象外となった場合は還付ではなく、徴収となる可能性があります。

従来、年末調整では年少扶養親族に対する控除や本人の所得が1,000万円超の場合の配偶者控除は受けられないが、定額減税の対象にはなる、非居住者は条件により年末調整の控除は受けれるが定額減税の対象にはならないなど計算が複雑化しています。下記の表を参考に漏れがないようにご注意ください。

### 【定額減税 対象者：○ 対象外：×】

本人 居住者本人の 合計所得金額	扶養控除等(異動)申告書の提出有無		配偶者		扶養親族				
	有	無	合計所得金額 48万円以下		合計所得金額 48万円超 133万円以下		合計所得金額48万円以下		
			居住	非居住	16歳未満 (年少扶養親族)	16歳以上			
900万円以下	○	×	○	×	×	○	×	○	×
900万円超 1,000万円以下	○	×	○	×	×	○	×	○	×
1,000万円超 1,805万円以下	○	×	○	×	×	○	×	○	×
1,805万円超	×	×	×	×	×	×	×	×	×

配偶者控除が受けられます

親族関係書類や送金関係書類があれば配偶者控除が受けられます

配偶者の合計所得金額に応じて3万円～38万円の配偶者特別控除が受けられます

扶養控除が受けられます(19歳～23歳未満の場合は特定扶養親族に該当し割増控除あり)

親族関係書類や送金関係書類があれば扶養控除が受けられます(年齢により38万円以上の送金が必要)

# 年末調整手数料・法定調書作成料改定のお知らせ

年末調整や法定調書の複雑化、近年の急激な物価や人件費の高騰を鑑み、年末調整手数料を令和6年分から下記のとおり改定させて頂くこととなりました。関与先の皆様にはご負担をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

- ・年末調整手数料 1人につき 2,000円(税抜) ※市町村への給与支払報告書作成料を含む
- ・法定調書作成料 10,000円(税抜)

## フリーランス新法とは？



1月1日から施行されているフリーランス新法の正式名称は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」といい、別名「フリーランス・事業者間取引適正化等法」と呼ばれています。

フリーランスに業務委託を行う発注事業者とフリーランスとの取引の適正化を図り、就業環境の整備をして立場の弱いフリーランスを保護する法律です。

法律上、フリーランスに該当するのは「従業員を使用しない」いわゆる一人親方のほか、会社に雇用されている個人が副業で行う事業で業務委託を受けている場合も含まれます。

発注事業者側の資本金が1,000万円を超えていない場合は下請法の適用外となってしまうのに対し、フリーランス新法は資本金の金額に関係なく、すべての発注事業者が規制対象となります。

### フリーランス新法の内容

違反した場合は行政指導が行われ、50万円以下の罰金に処されるおそれあり

#### ① 書面等による取引条件の明示

業務委託をした場合に書面やメール等で下記の取引条件を明示する義務があります。

1. 給付の内容、2. 報酬の額、3. 支払期日、4. 発行事業者・フリーランスの名称、5. 業務委託をした日、6. 給付を受領する日/役務の提供を受ける日、7. 給付を受ける場所/役務の提供を受ける場所、8. 検査完了日(検査をする場合)、9. 報酬の支払い方法に関して必要な事項(現金以外の方法で報酬を支払う場合)

#### ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払

発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り短い期間内で定め、期日までに支払う必要があります。

#### ③ 7つの禁止行為の遵守

フリーランスに対して1か月以上の業務を委託した場合には、次の7つの行為が禁止されています。

1. 受領拒否、2. 報酬の減額、3. 返品、4. 買ったたき、5. 購入・利用強制、6. 不当な経済上の利益の提供の要請、7. 不当な給付内容の変更・やり直し

#### ④ 募集情報の的確表示

広告などによりフリーランスの募集に関する情報を掲載する際には、虚偽の表示や誤解を生じさせる表示をしてはならず、募集情報を正確かつ最新の内容に保たなければなりません。

#### ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮

フリーランスに対して6か月以上の業務を委託している場合、フリーランスからの申出に応じて、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

#### ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備

ハラスメントによりフリーランスの就業環境が害されることがないように、相談対応のための体制整備などの必要な措置を講じなければなりません。

#### ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

フリーランスに対して6か月以上の業務を委託している場合で、その業務委託に関する契約を中途解除する場合や更新しない場合は少なくとも30日前までに予告しなければなりません。

また、予告がされた日から解除日までの間に、フリーランスから解除理由の開示請求があった場合、遅滞なく開示しなければなりません。

# 政策金利引き上げによる借入利率の見直し



政策金利とは景気や物価の安定を目的に日本銀行（日銀）が定める金利のことで、一般的に景気が悪い時は金利を下げて設備投資や個人消費を促し、物価が上昇する傾向にあります。逆に景気が良い時は金利を上げて過度な景気上昇を抑制し、物価が下がる傾向にあります。

日銀は今年の3月に2016年から始まったマイナス金利に終止符を打ち、17年ぶりに政策金利を0.15%引き上げて0.25%としました。

多くの企業が定期的に金利の見直しが行われる変動金利型で借り入れをしており、**既に金融機関から借入利率0.15%引き上げの通知が届いているところもあるか**と思います。個人の方についても今後、変動金利型住宅ローンの金利が上がるのは避けられない状況です。

金融機関は企業への融資の際に交わした金銭消費貸借契約に基づき、機械的に金利引き上げの通知をしてきますが、物価高騰やここ数年の最低賃金の急激な上昇に加えて、金利まで上がると経営を続けることが困難な企業も出てきます。そのような場合は、より低い金利で貸してくれる他の金融機関に打診する方法もありますが、長崎県内では十八親和銀行をメインバンクにしている企業が約83%と高く、引き上げを無条件で受け入れている企業がほとんどのようです。これも銀行合併の弊害といっても過言ではありません。

しかし、**本当に経営がひっ迫する恐れがある場合は現在の経営状況に加えて、今後の予想を丁寧に金融機関に説明することで借入利率据え置き交渉も可能です**。ただし、今後、追加の融資が必要になる場合や借り換えをする際に影響を及ぼす可能性がありますので慎重な判断が必要です。

## 税務まめ辞典

### 個人の節税対策

いよいよ今年も残すところ2ヶ月弱となりました。利益が出ている個人事業主の場合は12月末までに節税対策をしなければなりません。これから年末までにできる節税対策には限りがあります。

まずは、多くの個人事業主の方や法人の役員の方に節税対策として利用されている「小規模企業共済」への加入がおススメです。新規加入であれば年間84万円の掛金を一括で年払いすることで全額所得控除できます。課税所得が**60万円の方が84万円掛けると所得税と住民税を合わせて約25万円の節税となります**。（掛金は廃業や退職後に退職金や年金として受け取れます）

また、すでに加入されている方で84万円（月払いの場合は7万円）の上限まで掛けない場合は、増額することも可能です。ただし、申し込みと支払いを12月13日（金）までに済ませておく必要があります。

続いての節税対策は事業用車両のメンテナンス費用です。車検やタイヤ交換、故障や破損個所などの修繕であれば修繕費として計上出来ます。古くなったカーナビの更新やドライブレコーダーの取り付けをされる方もいらっしゃると思います。ただし、その車両を自家用として使用している部分がある場合はその割合だけ必要経費から除かれますのでご注意ください。また、車両以外でも事業用の機械や工具器具備品などの修繕も必要経費となります。

不動産貸付業を営む個人事業主の方であれば賃貸用建物の修繕も資産価値を高めるもの（資本的支出）でなければ必要経費となります。

ほかに青色申告をしている個人事業主であれば、取得価額が1つ30万円未満の減価償却資産についても年間300万円までに達するまでは全額必要経費となります。ただし、事業年度が1年に満たない場合は月割計算が必要です。ふるさと納税も節税にはなりません。返礼品の分だけお得になります。